

## 農地法第4条許可申請書（正副2通）に添付する書類一覧表

太子町農業委員会

番号	添付書類	備考（農業委員会で確認する事項等）
1	土地の登記事項証明書 (全部事項証明、登記官の証明印がある原本に限る。)  ※インターネット登記情報提供サービス等で登記内容を印刷したものは不可。副本はコピーでも可	<p>① 申請土地の字名、地番、地目、面積等          ② 所有权の確認          (相続登記が未了の場合)         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続登記終了後申請(原則)、相続人全員による共同申請又は特定人(単独)申請</li> <li>・ 被相続人の除籍謄本を追加添付</li> <li>・ 相続を証する書面(遺産分割協議書等)を追加添付</li> </ul>         ③ 申請土地の取得年月日及び原因の確認</p>
2	委任状	代理申請を行う場合
3	地籍図又は字限図	申請土地及びその付近の地番、地目、土地所有者及び耕作者を明示すること。字界の土地については、隣接限図も添付すること。
4	位置図	申請土地の位置を明示した図面(1/50,000～1/10,000程度)
5	見取図(住宅地図)	申請土地の周辺の市街化及び営農の状況を明示すること
6	事業計画図 (申請書記載事項の転用の目的に係る事業又は施設の概要の別紙)	<p>① 以下について明示すること         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物(平面図、立面図、側面図、配置図等)</li> <li>・ 進入路</li> <li>・ 用排水施設</li> <li>・ 申請地の利用計画</li> </ul> </p> <p>② 露天資材置場の場合は、何をどこに置くかを明示すること          ※ できるだけ詳細に記入すること</p> <p>③ 露天駐車場の場合は、駐車区画を明示すること          ※ 転用面積に合わせた区画数であること</p> <p>④ 転用面積が事業の目的からみて適正である根拠</p> <p>⑤ <u>代替性の検討が必要な場合(第2種農地等)</u>は、選定条件及び候補地一覧、選定結果及び当該農地の選定理由を記載すること。          (④及び⑤について、参考書類を求めることがあります)</p>
7	経費見積書	<p>できるだけ詳細なものを提出</p> <p>※ 土地の売買代金、造成費用、建築費用、委託費用等すべての経費が含まれていること</p> <p>※ 工務店等の印が押印されていること。</p>
8	資金証明	<p>経費見積書に記載されている必要な資金の有無を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残高証明書(原則原本)</li> <li>・ 預金通帳の写し(太子町農業委員会で原本証明)</li> <li>・ 銀行の融資証明(ローン審査結果等)</li> </ul>
9	同意書 (町HPに様式有)	<p>① 集落・水利関係(水利代表・農区長、及び自治会長)</p> <p>② 隣接農地所有者及び耕作者          ※ 隣接農地等がある場合</p> <p>③ 生活環境等に影響を受ける者</p>

		<p>※ 転用した場合、付近の農業や生活に影響を及ぼすおそれがある場合</p> <p>④ 仮登記・抵当権者等</p> <p>※ 転用行為の妨げとなる権利を有する者がある場合</p>
10	農振農用地区域外証明	<p>町農政部局の証明（町HPに申請様式有）</p> <p>※申請者は土地所有者名又はその代理人名とすること</p>
11	許可申請時に事業をしない旨の誓約書	許可申請書提出から許可書交付までの間、申請地の現状維持を誓約するもの

以下は必要に応じて添付。

12	使用貸借契約書又は賃貸借契約書の写し	使用貸借権又は賃貸借権の設定を行う場合
13	解約等の許可があったことを証する書面（合意解約の通知書等）	申請地に利用権等（小作権等）が設定されている場合
14	〈法人の場合〉 法人の登記事項証明書又は定款又は寄付行為の写し	<p>次の点を確認する</p> <p>① 申請者の氏名、住所、代表者</p> <p>② 申請目的が定められた業務の範囲内か</p> <p>※ 定款又は寄付行為の写しには、代表者の原本証明が必要</p> <p>※ 法人格のない団体の場合には、会則、役員名簿等が必要</p>
15	住民票又は戸籍の附表	土地登記事項証明書に記載されている住所と届出人の住所が異なる場合
16	〈一部転用の場合〉 転用箇所及び転用面積が明確に分かる書面（求積図等）	<p>次の点を確認する</p> <p>① 転用箇所が明確に分かること</p> <p>② 転用面積が明確に分かること</p>
17	〈一時転用の場合〉 ・農地復元に関する誓約書 ※復元時期を明示 ・農地復元に要する見積書及び資金証明書	<p>① 農地復元の時期が明確に分かること</p> <p>② 農地復元に要する資金を有していることが分かること</p>
18	〈土地改良区内農地の場合〉 農地転用に関する意見書	土地改良区内にある農地を転用する場合 ※土地改良区が発行
19	その他参考となるべき書類	県又は太子町農業委員会が必要と認めて提出を求めたもの
20	(その他) 転用許可等を受け、1年が経過した後最初に到来する1月1日現在、造成などに着手されていない農地は、固定資産評価基準解説第2章第2節Iに基づき「宅地等介在農地」として課税されることになります。これは農地転用許可後の土地の潜在的な価値を考慮して、転用目的に応じて宅地に比準した評価をしており、農地よりも課税額は高くなります。	

#### <注意事項>

- ※届出書欄の電話番号、メールアドレスが記載できない場合は、従来通り届出者氏名横に押印が必要となります。
- ※添付書類（土地の登記事項証明書や字限図等）の有効期限は、原則発行後3ヵ月以内となります。
- ※添付書類は原則原本又は原本証明されたものに限ります。